

〈別紙〉

## 船橋市民体育大会開催要項

- 1 目的 スポーツ活動を通し、市民の健康の保持増進と青少年の健全育成を図り、併せてスポーツの振興を図る。
- 2 主催 船橋市教育委員会 船橋市スポーツ協会
- 3 主管 船橋市スポーツ協会加盟団体
- 4 実施種目 船橋市スポーツ協会加盟種目
- 5 参加資格 〈主管団体は、各大会要項に下記の参加資格要件を明示する〉
  - (1) 船橋市民（船橋在住または在勤・在学）であること。
  - (2) アマチュアであること。
  - (3) 各種目には、登録に関係なく市民であれば参加できる。ただし、特に経験、資格等を必要とする種目については、当該主管団体が実施要項に定めるものとする。
  - (4) 上記の規定にかかわらず、年齢基準のあるものについては当該基準による。
  - (5) 選手は健康診断を受け健康であること。
  - (6) 高校・一般の部を開催している団体については、市内の参加者が少なく大会が成立しない場合に限り、近隣市の方の参加も可とする。
  - (7) それ以外の参加資格については、各加盟団体の大会要項による。
- 6 開閉会式 実施種目ごとに行う。
- 7 表彰 船橋市教育委員会は次の賞状を用意する。  
団体・個人 各3位まで
- 8 その他
  - ・主管団体は事故や怪我等に備え、スポーツ傷害保険等に加入するか、参加者が加入していることを確認する。
  - ・主管団体は、予め所管課に必要書類を提出し、大会終了後、2週間以内に実施報告書等を提出しなければならない。